



# 愛犬手帳



飼い犬の写真を貼りましょう。

災害時などに役立つことがあります。  
全身の特徴がわかる写真を貼ってください。



飼い主の名前			
住 所	習志野市		
電話番号	(            )		
犬の名前			
犬 種		毛 色	
性 別	おす(去勢：済・未)    めす(不妊：済・未)		
生年月日	年	月	日
鑑札番号	年度 第		号
マイクロチップ <sup>®</sup> ID			

## 飼い主の皆様へ

犬を飼うことは、生活に安らぎや潤いを与えてくれます。

その一方で、犬の放し飼い、むだ吠え、ふん尿の放置など多くのトラブルが発生しています。

飼い主は、法律や条例を守り、義務づけられていなくても周辺住民や通行人に迷惑をかけないように配慮しなければなりません。

また、飼い犬の本能や習性をよく理解した上で、愛情と責任をもち、家族の一員として最期までめんどうを見る責任があります。

この手帳は、マナーを守り、責任ある飼い主になっていただくための手引きとしてご活用ください。



### もくじ

- 1 飼い犬の手続き ..... 2～4 ページ
- 2 犬の飼い主のマナー ..... 5 ページ
- 3 しつけの仕方 ..... 6 ページ
- 4 災害時に備えて ..... 7 ページ
- 5 犬の主な病気 ..... 8 ページ
- 6 狂犬病に関するQ & A ..... 9 ページ
- 7 狂犬病予防注射の記録 ..... 10 ページ
- 相談・手続き窓口一覧 ..... 11 ページ



# 1 飼い犬の手続き



飼い犬の手続きについては、市ホームページにも掲載しています。

## ■ 犬の登録と狂犬病予防注射

**犬の登録と年1回の狂犬病予防注射は飼い主の義務です！**

- 🐾 生後 91 日以上の犬を飼い始めたら、30 日以内に登録をしなければなりません。登録すると、犬鑑札が交付されます。

〔狂犬病予防法 第4条〕【登録手数料：3,000 円】



犬鑑札

- 🐾 生後 91 日以上の犬には、1年に1度、狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。注射後、注射済票の交付を受けましょう。

〔狂犬病予防法 第5条〕【狂犬病予防注射済票交付手数料：550 円】



注射済票

- 🐾 **鑑札・注射済票は犬の首輪につけましょう！（所有明示）**

鑑札は習志野市で登録を受けた証明、注射済票は狂犬病予防注射が済んでいる証明です。もしも犬が行方不明になっても、これらを確認することによって飼い主が特定できます。〔狂犬病予防法 第4条・第5条〕

## ■ 鑑札や注射済票を紛失したときは

鑑札や注射済票をなくしてしまった場合は、再交付ができます。

〔狂犬病予防法施行令 第1条の2・第3条〕

【犬鑑札再交付手数料：1,600 円】【注射済票再交付手数料：340 円】

## ■ 犬が亡くなったときは

登録を抹消するための届出をしなければなりません。〔狂犬病予防法 第4条〕

電話や電子申請でも手続きができます。

【電子申請】

犬の死亡届



## 飼い犬の手続きに必要なもの

手続きの種類	必要なもの
犬の登録（犬鑑札の交付）	登録手数料：3,000円
犬鑑札の再交付	再交付手数料：1,600円
注射済票の交付	狂犬病予防注射済証（獣医師発行のもの） 交付手数料：550円 市役所からのお知らせはがき（登録済の犬のみ）
注射済票の再交付	再交付手数料：340円

**引越し・譲渡などをしたときは手続きが必要です！**

### ■ 習志野市内で転居した場合

習志野市で変更の手続きをしてください。  
電子申請でも届出ができます。

【電子申請】



市内転居

### ■ 習志野市外へ転出する場合

新しい所在地の市区町村へ習志野市で交付された鑑札を持参し、手続きをしてください。習志野市での手続きは不要です。〔狂犬病予防法 第4条〕

### ■ 新しい飼い主が市内在住の場合

新しい飼い主は、鑑札を持参し、  
習志野市に変更の届出をしなければなりません。



### ■ 新しい飼い主が市外在住の場合

新しい飼い主は、所在地の市区町村へ習志野市の鑑札を持参し、  
届出をしなければなりません。〔狂犬病予防法 第4条〕

## 手続き窓口

習志野市役所 環境政策課（市庁舎4階） ☎ 047-453-5579

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時

## ■ 人をかんでしまったときは

まず、かまれた人の手当てをして、直ちに保健所に届け出ましょう。

また、犬が狂犬病にかかっているかどうか、検診を受けさせましょう。〔千葉県動物の愛護及び管理に関する条例 第20条〕



## ■ 行方不明になったときは

犬がいなくなったら、思い当たるところをすぐに探し、速やかに保健所と警察署、動物愛護センターへ必ず問い合わせてください。

習志野警察署

☎ 047-474-0110

習志野健康福祉センター（保健所）

☎ 047-475-5154

千葉県動物愛護センター

☎ 0476-93-5711

## ■ 飼えなくなったときは

まずは、新しく飼い主になってくれる方を探してください。

見つからない場合は、（公財）千葉県動物保護管理協会で、新しい飼い主を紹介する事業を実施していますので、連絡してみてください。

それでも見つからない場合は、習志野健康福祉センター（保健所）か千葉県動物愛護センターへご相談ください。

〔動物の愛護及び管理に関する法律 第35条、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例 第11条〕

## 動物の遺棄・虐待は犯罪です！



〔動物の愛護及び管理に関する法律 第44条〕

愛護動物(※)を殺傷した場合

→ 5年以下の懲役または 500万円以下の罰金

愛護動物を遺棄・虐待した場合

→ 1年以下の懲役または 100万円以下の罰金

※愛護動物：①牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いとうさぎ、鶏、いばと及びあひる

②その他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

## 2 犬の飼い主のマナー

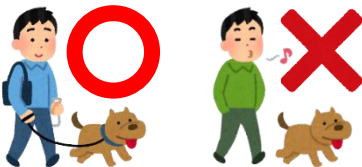
### 散歩

散歩はリード(引き綱)をつけて制御できる人が行いましょう。

※犬の好き勝手に歩かせると、犬は自分がリーダーになったと思い込み、言うことを聞かなくなるため、リードを持っている人の横か、やや後ろを歩かせます。犬が先に行く場合は、進む向きを変え、常に人が前を歩くようにします。それでも犬が引っ張るときは一度立ち止まり、犬が引っ張るのをやめたら再び歩き始めるようにします。引っ張っている間は、散歩ができないことを犬に覚えさせましょう。

#### 放し飼いはしない

〔千葉県動物の愛護及び管理に関する条例 第 18 条〕



犬の放し飼いは禁止されています。  
他人の身体や財産に危害を加えないよう、ロープ等でつないで飼うかケージの中で飼いましょう。  
公園等で犬を放してはいけません。

#### ふん尿のあと始末をする (ふんの放置禁止)

〔千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条〕

〔(通称)習志野市まちをきれいにする条例第 14 条〕

塀や門柱にふんや尿をされて不快な思いをしている人がいます。

散歩中にふんをしたら  
必ず持ち帰りましょう。

また、ふんや尿は、  
散歩の前に所有地内で済ませよう、しつけましょう。



### 不妊・去勢手術

これ以上繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしてください。

### 清潔にして病気から守る

普段から犬をよく観察して健康状態を把握し、病気の早期発見を心がけましょう。動物から人にうつる動物由来感染症という病気もあります。常に身体を清潔にし、衛生的な飼い方を心がけてください。公園の蛇口から直接、犬に水をあげないでください。

### 3 しつけの仕方

#### ほめる・叱る

しつけの中で大切なことは、その場ですぐにほめる・叱るをはっきりすることです。叱るときは感情的に叩くことはせず、「いけない」「ダメ」と家族全員が同じ短い言葉ではっきり言いましょ。それでもダメなときは無視しましょ。飛びつくなど、じゃれつきすぎて困ったときにも同様に対応しましょ。

うまくできたときは、犬にもわかるようにオーバーにほめてあげましょ。頭をなでるのではなく体をなでましょ。

#### トイレのしつけ

犬はきれい好きです。

ふんや尿をしたくなると独特のしぐさをしますから、見かけたらすぐ犬のトイレに連れて行き、そこでさせます。もし失敗しても叱らずに、うまくできたときにほめてあげましょ。



#### むだ吠えはダメ

犬は運動不足・空腹・さみしい・ふんや尿をしたいなどの原因があって鳴いたり吠えたりします。なぜ鳴いているのかを理解して、その原因を取り除いてください。子犬のときから甘やかされている犬は、我慢ができなくて鳴き続けます。何かを要求して鳴き続ける場合は、鳴き止んだときに要求に応じてあげるようにしましょう。



#### かみぐせをつけさせない

犬はいじめられたり驚いたときにかむことがあります。

臆病な犬や興奮しやすい犬ほどかみやすいので、子犬のときから人や犬と接する機会を作って、家族以外の人をこわがらないようにしつけ、興奮するくせをつけないようにしましょう。

## 4 災害時に備えて



災害は突然起こります。災害が発生して避難勧告が発令され避難するときには、飼い犬と一緒に避難しましょう。

しかし、避難所では犬が苦手な人やアレルギーのある人など、様々な人との共同生活となります。そのため、犬や猫などのペットは屋外の決まった場所で別々に暮らすこととなります。通常的环境と大きく異なる避難生活は、犬にとっても大きなストレスとなる可能性があります。

人も犬も避難先での生活に困らないように、普段からのしつけや健康管理、避難に必要な用具等を準備しておきましょう。

いざという時に慌てないよう、あなたの家族と飼い犬が安全に避難し、一緒に暮らせるように日ごろからの心構えと備えが大切です。

迷子になった時のため、**犬鑑札**や**マイクロチップ**を装着しましょう！

### 健康管理としつけ

- 「待て」「お座り」などの基本的なしつけ
- ケージの中に入ることを嫌がらない
- 不必要に吠えない
- 人を怖がったり攻撃的にならない
- 決められた場所での排泄
- 狂犬病予防接種と各種ワクチン接種
- 犬フィラリア症など寄生虫の予防、駆除



※マイクロチップとは動物の個体を識別するためのもの。



習志野市ホームページ

### 備蓄品の用意

- フードと水(少なくとも5日分)
- ケージ、キャリーバッグ、首輪、リード
- トイレ用品(ペットシート、ポリ袋、新聞紙等)
- 食器、ブラシ、おもちゃ、ガムテープ(補修等にあると便利)
- 動物の情報(写真、鑑札、健康記録等)





## 5 犬の主な病気



### ジステンパー

◎予防にはワクチンが効果的

子犬の時期にかかりやすい死亡率の高いウイルス性の伝染病で消化器、呼吸器、神経などが侵されます。症状は高熱・咳・くしゃみ・鼻水、目の充血、下痢、けいれんなどです。

### パルボウイルス感染症

◎予防にはワクチンが効果的

パルボウイルスにより感染する病気で、突然嘔吐や血便を起こし、元気も食欲もなくなります。子犬や体力のない犬では脱水症状のため虚脱状態になり、数日で死亡する例もみられます。

### 伝染性肝炎

◎予防にはワクチンが効果的

アデノウイルスによる感染症で肝炎を主とし、症状は嘔吐や下痢などです。子犬が感染すると突然死することもある病気です。

### 糸状虫症(フィラリア症)

◎予防薬の服用が効果的

蚊が媒介し、犬から犬へ感染する、心臓の寄生虫病です。感染初期はほとんど無症状ですが、子虫が成長して心臓に定着すると、心臓や肺・肝臓が侵され、腹水がたまることもあります。

### 消化器の寄生虫病

◎定期的な検査と駆虫が必要

主なものに、回虫・鉤虫・鞭虫・条虫・原虫があります。数が少ないときは症状がありませんが、多くなると下痢や血便といった消化器障害、貧血などを起こします。



### 主な皮膚病

◎日ごろから清潔にし、衛生的な飼育環境を保つ

皮膚病の症状は、湿疹、脱毛、化膿、出血、かゆみなどです。原因は、ノミやダニなどの寄生虫、細菌、真菌、アレルギーなど様々です。

## 6 狂犬病に関するQ&A

### Q1. 狂犬病ってどんな病気？

**A1.** 狂犬病ウイルスによって引き起こされるウイルス性疾患です。

発症した場合には有効な治療法がなく、極めて稀な例外を除いて死に至ります。狂犬病を発症した動物では、唾液中にウイルスが排出されます。動物にかまれた際、唾液中のウイルスが傷口に入ることで感染します。

通常、人から人に感染することはありません。ただし、発症した患者の唾液中には狂犬病ウイルスが含まれており、傷口や粘膜からは感染の可能性があります。

狂犬病についての詳しい情報は、厚生労働省や国立感染症研究所のホームページに掲載されています。

### Q2. どの地域で発生していますか？

**A2.** 狂犬病は一部の地域を除き世界中で発生しています。特に発生の多い地域は、アジアとアフリカです。世界保健機構(WHO)の推計によると、世界では年間におおよそ5万9千人の人が亡くなっています。このうち3万人以上はアジア地域での死亡者と言われています。

### Q3. 日本でも発生していますか？

**A3.** 日本は狂犬病予防法(1950年施行)による犬へのワクチン接種の義務化と野犬の捕獲により、狂犬病の駆逐に成功しました。昭和32年(1957)以降、人・犬とも国内での感染による狂犬病は発生していません。

ただし、海外で犬にかまれ、帰国後に狂犬病を発症した例があります。





# 相談・手続き窓口一覧



犬の登録、鑑札・狂犬病予防注射済票の交付等		
習志野市 環境政策課	〒275-8601 習志野市鷺沼 2-1-1	☎ 047-453-5579
犬に関する相談		
習志野健康福祉センター (習志野保健所)	〒275-0012 習志野市本大久保 5-7-14	☎ 047-475-5154
しつけ方、新しい飼い主探し等の相談		
千葉県動物愛護センター	〒286-0211 富里市御料 709-1	☎ 0476-93-5711
千葉県動物愛護センター 東葛飾支所	〒277-0941 柏市高柳 1018-6	☎ 04-7191-0050
(公財) 千葉県動物保護管理協会	〒260-0001 千葉市中央区都町 6-2-15	☎ 043-214-7814
(公社)千葉県獣医師会	〒260-0001 千葉市中央区都町 6-2-15	☎ 043-232-6980

編集・発行  
習志野市 環境政策課  
令和3年6月



ナラシド♪